

半期報告書

(第23期中) 自 平成19年1月1日
至 平成19年6月30日

株式会社アプリックス

東京都新宿区西早稲田 2-18-18

(941656)

目次

	頁
表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 事業の内容	5
3. 関係会社の状況	5
4. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 業績等の概要	6
2. 生産、受注および販売の状況	9
3. 対処すべき課題	10
4. 経営上の重要な契約等	11
5. 研究開発活動	12
第3 設備の状況	13
1. 主要な設備の状況	13
2. 設備の新設、除却等の計画	13
第4 提出会社の状況	14
1. 株式等の状況	14
(1) 株式の総数等	14
(2) 新株予約権等の状況	14
(3) ライツプランの内容	36
(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	36
(5) 大株主の状況	36
(6) 議決権の状況	38
2. 株価の推移	38
3. 役員の状況	38
第5 経理の状況	39
1. 中間連結財務諸表等	40
(1) 中間連結財務諸表	40
(2) その他	67
2. 中間財務諸表等	68
(1) 中間財務諸表	68
(2) その他	82
第6 提出会社の参考情報	83
第二部 提出会社の保証会社等の情報	83

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月27日
【中間会計期間】	第23期中（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）
【会社名】	株式会社アプリックス
【英訳名】	Aplix Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関野 正明
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西早稲田2-18-18
【電話番号】	(03)5286-8436（財務部）
【事務連絡者氏名】	本社機構 財務部長 兼 経理部長 東 紀久
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西早稲田2-18-18
【電話番号】	(03)5286-8436（財務部）
【事務連絡者氏名】	本社機構 財務部長 兼 経理部長 東 紀久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第21期中	第22期中	第23期中	第21期	第22期
会計期間	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成19年 1月1日 至平成19年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日	自平成18年 1月1日 至平成18年 12月31日
売上高(千円)	1,828,054	3,452,826	2,936,899	5,028,328	6,587,605
経常損失(千円)	1,735,439	1,616,730	720,775	2,960,640	1,268,290
中間(当期)純損失(千円)	1,812,427	1,802,345	7,059,964	3,313,897	1,608,665
純資産額(千円)	10,582,834	20,288,667	13,722,691	22,108,072	20,966,317
総資産額(千円)	11,585,008	21,622,527	15,092,032	23,859,453	23,727,550
1株当たり純資産額(円)	373,553.79	201,866.28	134,824.61	220,193.22	207,646.09
1株当たり中間(当期)純損失(円)	64,075.08	17,936.82	69,776.97	38,417.55	15,989.28
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	91.3	93.8	90.4	92.7	88.4
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	752,538	207,084	542,791	1,002,725	633,956
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△601,660	△7,905,587	△227,983	△1,076,040	△9,920,894
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	6,281	△349,043	67,276	12,803,813	△333,981
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(千円)	4,607,701	9,022,686	8,034,994	17,108,276	7,561,305
従業員数(名) (外、平均臨時雇用者数)	211 (20)	291 (18)	381 (8)	238 (16)	350 (16)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益

潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権残高、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権残高、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権残高がありますが、中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の期間平均雇用人員であります。

5. 当社は平成17年10月20日付で、株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、第21期の1株当たり当期純損失は期首に分割が行われたものとして計算しております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次	第21期中
会計期間	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日
1株当たり純資産額 (円)	124,517.93
1株当たり中間純損失 (円)	21,358.36
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 (円)	—

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期中	第22期中	第23期中	第21期	第22期
会計期間	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成19年 1月1日 至平成19年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日	自平成18年 1月1日 至平成18年 12月31日
売上高 (千円)	1,670,370	3,347,709	2,876,740	4,693,964	6,426,645
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	152,403	422,933	△728,770	803,642	640,759
中間(当期)純利益又は中間 純損失(△)(千円)	88,632	225,162	△14,646,140	477,578	331,657
資本金(千円)	6,729,764	13,236,043	13,260,949	13,232,127	13,251,786
発行済株式総数(株)	28,333.30	100,518.20	101,250.20	100,414.91	100,974.20
純資産額(千円)	14,319,159	27,905,449	13,547,101	27,703,387	28,460,960
総資産額(千円)	15,261,053	29,132,881	15,040,691	29,411,313	31,279,893
1株当たり純資産額(円)	505,438.90	277,651.02	133,570.50	275,921.75	281,878.79
1株当たり中間(当期)純利 益又1株当たり中間純損失(△) (円)	3,133.45	2,240.80	△144,754.75	5,536.50	3,296.50
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益(円)	3,059.99	2,206.28	—	5,411.72	3,250.65
1株当たり配当額(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	93.8	95.8	89.9	94.2	91.0
従業員数(名)	144	172	214	150	196
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(9)	(3)	(13)	(7)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益

第23期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権残高、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権残高、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権残高がありますが、中間純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の期間平均雇用人員であります。

5. 当社は平成17年10月20日付で、株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、第21期の1株当たり当期純損失は期首に分割が行われたものとして計算しております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次	第21期中
会計期間	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日
1株当たり純資産額 (円)	168,479.63
1株当たり中間配当額 (円)	—
1株当たり中間純利益 (円)	1,044.48
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 (円)	1,020.00

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の連結子会社となりました。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合または被所有割合		関係内容
				所有割合(%)	被所有割合(%)	
(連結子会社)						
株式会社アプリックス・ソリューションズ	東京都新宿区	百万円 750	IT関連技術、製品およびサービスの販売	66.7	—	役員の兼任2名

(注) 上記子会社のうち有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年6月30日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
開発部門	253 (7)
営業部門	25 (0)
全社(共通)	103 (1)
合計	381 (8)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマーおよび嘱託契約を含み、派遣社員を除いております)の当中間連結会計期間の平均雇用人員数であります。
3. 従業員数が当中間連結会計期間において、31名増加しております。これは、自己都合による退職および新規採用者の増減結果によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成19年6月30日現在

従業員数(名)	214 (3)
---------	---------

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマーおよび嘱託契約を含み、派遣社員を除いております)の当中間会計期間の平均雇用人員数であります。
3. 従業員数が当中間会計期間において、18名増加したのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社グループは、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェアの基盤となる技術（以下「ソフトウェア基盤技術」という）の研究開発とともに、それらの成果を基にした応用製品の開発および販売、ならびに当社グループ製品を搭載する機器製品の計画立案および設計等を支援する顧客コンサルティングを行なっております。

現在主力製品となっている組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」は、携帯電話などの機器でJavaという技術を使うための基盤となるソフトウェアです。携帯電話にJBlendを組み込んでJava対応にすることで、多様な機能やサービスを実現させることができます。

海外の携帯電話市場においては、Java対応携帯電話向けのサービスが順調に拡大しており、平成18年の世界のJava対応携帯電話の年間販売台数は、4億5千万台から5億台に達したものと当社では見込んでおり平成19年には6億台から6億5千万台に達するものと推測しております。

一方、国内のJava対応携帯電話の年間出荷台数は平成18年は約3,100万台となったものと当社では見込んでおります。これに対して平成19年は順調に増加するものと当社では推測しております。これは国内携帯電話市場においては第3世代（3G）携帯電話への移行が本格的に進み、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社（旧ボーダフォン株式会社）の提供する携帯電話の多くにJavaが採用されていることによります。また、当中間連結会計期間より、KDDI株式会社の「オープンアプリプレイヤー搭載端末」にもJavaが採用されております。

このような内外の市場環境において当社グループの組み込み向けJavaプラットフォームを搭載した機器の出荷台数は、前中間連結会計期間では6,457万台、当中間連結会計期間では5,578万台となり、累計出荷台数は平成19年6月末時点で約3億5,954万台となりました。

一方、新規製品として開発を進めてまいりました、LinuxおよびBREWに対応したミドルウェア・フレームワークに関しましては、顧客側の事業状況および事業体制などの急激な変化や、顧客の製品計画の変更などにより、当面は当社の製品を搭載した製品の出荷が見込めない状況となっております。これに伴い、販売可能性を保守的に判断し、当社が保有する無形固定資産のうち、ミドルウェア・フレームワークに関わるソフトウェア仮勘定の評価損7,602,837千円を計上いたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績につきましては、売上高は2,936,899千円（前中間連結会計期間比14.9%減）となりました。損益面につきましては、865,099千円（前中間連結会計期間営業損失1,644,682千円）の営業損失、720,775千円（前中間連結会計期間経常損失1,616,730千円）の経常損失となりました。当期純損失は、先に述べたミドルウェア・フレームワークに関わるソフトウェア仮勘定の評価損の計上により、7,059,964千円（前中間連結会計期間当期純損失1,802,345千円）となりました。

(2) 主な事業の概況

<品目別販売実績>

品目別	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	
携帯電話関連	製品売上	2,595,484	75.2	1,211,285	41.3
	技術支援売上	778,831	22.5	1,544,645	52.6
	その他	27,820	0.8	30,391	1.0
小計	3,402,135	98.5	2,786,323	94.9	
携帯電話以外	製品売上	42,940	1.3	133,283	4.5
	技術支援売上	7,000	0.2	16,543	0.6
	その他	750	0.0	750	0.0
小計	50,690	1.5	150,576	5.1	
合計	3,452,826	100.0	2,936,899	100.0	

(注) 1. 製品売上は、ライセンス収入およびロイヤリティ収入からなっております。技術支援売上とは、製品計画や

仕様策定等を支援するコンサルティング収入および製品開発を支援するサポート収入等からなります。その他売上には、iaSolution Inc. が販売するゲームなどのコンテンツ売が含まれております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

【携帯電話関連】

当中間連結会計期間において当社グループの組み込み向けJavaプラットフォームJBlendを搭載した携帯電話機の出荷状況は、以下のとおりです。

国内顧客においては、携帯電話の番号ポータビリティ制度の開始以降、各通信事業者による差別化を図った独自戦略が打ち出される中、順調に出荷台数が拡大し、国内市場向け携帯電話の売上は前中間連結会計期間実績より伸張いたしました。

海外顧客においては北米からの出荷に減少が見られるものの、アジア地域からの出荷は引き続き堅調に推移しております。なお、中国市場については、第三世代(3G)携帯電話の実用化の見通し、および低中位機種を中心とした市場構成に鑑みながら、戦略の再構築を行っております。

また、ミドルウェア・フレームワークについては、受託開発による技術支援売上として約8.5億円の売上を計上した結果、携帯電話関連の技術支援売上高は前中間連結会計期間実績より伸張しております。なお、これらの案件につきましては、単発型のものであり、再び製品売上が中心になるものと認識しております。

【携帯電話以外】

携帯電話以外の機器では、三洋電機株式会社と日産自動車株式会社の共同開発による地上デジタルテレビ放送用チューナー内蔵カーナビゲーションシステムや、三洋電機株式会社のデジタルテレビやパイオニア株式会社のCATV用セットトップボックスなどにもJBBlendが搭載されております。また、極小デバイス向けに開発された製品につきましても、今後の本格的な収益源としての展望を見据えつつ、的確な経営資源の配置を進めてまいります。

＜四半期別JBBlend (iaJETを含む) 搭載製品累計出荷台数の推移＞

	平成17年度				平成18年度				平成19年度	
	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2
国内顧客向け	4.2	5.3	5.4	7.0	7.1	8.6	6.6	8.4	9.8	10.3
海外顧客向け	15.0	12.1	13.4	13.7	23.8	24.9	27.2	27.5	19.7	15.8
合計	19.2	17.4	18.8	20.7	30.9	33.5	33.8	35.9	29.6	26.1
累計出荷台数	112.1	129.6	148.5	169.3	200.2	233.8	267.7	303.7	333.4	359.5

(注) 1. JBBlend (iaJETを含む) 搭載製品の各出荷台数は、小数第2位以下を切り捨てています。

2. JBBlend (iaJETを含む) 搭載製品の各出荷台数は、現時点までにお客様からいただいた出荷台数報告に基づき、当社で集計したものです。

3. 実際の出荷台数は、上記数値と異なる場合があります。また、過去の出荷台数については、最新情報に基づき修正する場合があります。

当中間連結会計期間に計上した売上では、前払いロイヤリティが大幅に減少した結果、前中間連結会計期間を下回りました。ロイヤリティ収入は、当社製ソフトウェアを搭載した携帯電話等の製品出荷台数に応じて得ておりますが、そのロイヤリティ収入には、当社顧客からの出荷実績に応じて四半期ごとに支払われる後払いとなるもの(後払いロイヤリティ)と、まとまった数量分を一括して前払いを受けるもの(前払いロイヤリティ)の2種類があります。当中間連結会計期間の後払いロイヤリティは1,244,474千円、前払いロイヤリティは25,807千円となりました。

期別	前連結中間会計期間 自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日		当連結中間会計期間 自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
後払いロイヤリティ	880,980	34.3	1,244,474	98.0
前払いロイヤリティ	1,683,900	65.7	25,807	2.0
ロイヤリティ合計	2,564,880	100.0	1,270,282	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 主な所在地別セグメントの概況

所在地別セグメント別の業績については、日本において売上高が2,893,932千円(前中間連結会計期間比13.6%)

減)、営業損失は856,787千円(前中間連結会計期間営業利益399,049千円)、アジアにおいて売上高が403,150千円(前中間連結会計期間比283.5%増)、営業損失は46,026千円(前中間連結会計期間営業損失2,060,366千円)となりました。

(4) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、ミドルウェア・フレームワークなどの新規製品の開発に伴う投資を行ったことなどにより、8,034,994千円(前中間連結会計期間末9,022,686千円)となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次の通りであります。

<営業活動によるキャッシュ・フロー>

当中間連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は542,791千円(前中間連結会計期間207,084千円)となりました。これは、税金等調整前中間純損失が6,610,362千円となりましたが、減価償却費323,681千円、ソフトウェア仮勘定評価損7,602,837千円などを非現金支出として認識したことおよび売上債権の減少額825,595千円などによるものであります。

<投資活動によるキャッシュ・フロー>

当中間連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は227,983千円(前中間連結会計期間7,905,587千円)となりました。これは投資有価証券の売却による収入4,686,683千円、余剰資金の運用に伴う投資有価証券の取得による支出635,014千円、有価証券取得による支出1,000,000千円、無形固定資産の取得による支出5,102,777千円などによるものであります。

<財務活動によるキャッシュ・フロー>

当中間連結会計期間において財務活動の結果取得した資金は67,276千円(前中間連結会計期間349,043千円の使用)となりました。

2【生産、受注および販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前年同期比 (%)
開発部門 (千円)	5,430,954	190.2

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 生産高には社内製作のソフトウェア取得高が含まれております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を事業部門別に示すと次のとおりであります。なお、受注状況はJBlend等の当社製ソフトウェアを組み込む受託開発作業に関する受注についてのみ算定しています。

区分	受注高(千円)	前年同期比 (%)	受注残高(千円)	前年同期比 (%)
開発部門	778,160	2,071.8	349,240	331.0

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	
携帯電話関連	製品売上	2,595,484	75.2	1,211,285	41.3
	技術支援売上	778,831	22.5	1,544,645	52.6
	その他	27,820	0.8	30,391	1.0
小計	3,402,135	98.5	2,786,323	94.9	
携帯電話以外	製品売上	42,940	1.3	133,283	4.5
	技術支援売上	7,000	0.2	16,543	0.6
	その他	750	0.0	750	0.0
小計	50,690	1.5	150,576	5.1	
合計	3,452,826	100.0	2,936,899	100.0	

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 製品売上とは、ライセンス収入およびロイヤリティ収入からなります。また技術支援売上とは、製品計画や仕様策定等を支援するコンサルティング収入および製品開発を支援するサポート収入等からなります。その他売上には、iaSolution Inc. が販売するゲームなどのコンテンツ売上が含まれております。
3. 主な相手先別の販売実績および総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先別販売実績

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	834,552	24.2	1,147,715	39.1
株式会社カシオ日立モバイルコミュニケーションズ	—	—	601,506	20.5
ソフトバンクモバイル株式会社	357,133	10.3	379,141	12.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更、および新たに生じた課題はありません。

なお、平成19年3月29日開催の第22回定時株主総会において、「株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）導入の件」が可決承認され、本対応プランは同日付で導入されました。

(1) 当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）について

当社は、平成19年2月28日に開催された取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に関する対応プランを、平成19年3月29日開催の第22回定時株主総会において、株主の皆様の賛同を得ることを条件として導入することを決議いたしました。

①基本的な考え方

当社株式の大量買付行為が発生した場合、株主の皆様の判断のために十分な時間を確保し、当社取締役会が、当該大量買付行為に関する情報を収集して、これを評価・検討し、また必要に応じて当該大量買付者との交渉ならびに株主の皆様への代替案の提示を行うことが、株主の皆様にとって適切なご判断をいただくために極めて重要であり、そのために大量買付に関する一定のルールを定めることが必要であると考えます。また、当社取締役会は、上記の一定のルールを遵守しない大量買付者、または、当該ルールを遵守するものの大量買付行為の目的が不適切な大量買付者の買付行為に対して、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上するために客観的・合理的な検討を行った上で相応な対抗措置をとることが必要な場合もあると認識しております。

上記の理由により、当社取締役会は、下記に定める大量買付ルールを設定することといたしました。

②大量買付ルールの内容

(ア)情報の提供

大量買付者には、買付の実行前に、大量買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出いただくものとします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、提案する大規模買付行為の概要等を記載していただきます。当社取締役会は、この意向表明書の受領後5日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様への判断、後述の独立委員会の勧告および当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付します。

なお、当社取締役会は、大量買付者より受けた情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合、回答期限を設けた上で、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大量買付行為の提案があった事実および当社に提出された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点（独立委員会から開示勧告があった場合はその時点）で、その全部または一部を開示します。

(イ)大量買付行為の評価・検討期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）、または90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成および取締役会による代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。従って、大量買付行為は、取締役会評価期間

の経過した後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての大量買付行為に対する意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置を実施しません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合は、対抗措置の発動が相当でないと判断した場合を除き、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てを含む対抗措置を実施する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また監査役の意見も十分参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。なお、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

当社が新たに締結した重要な契約

相手方の名称	国/ 地域	契約品目	契約内容	契約期間
QUALCOMM Incorporated	米国	AMSS7200 Software Agreement For Limited Use	当社がQualcomm IncorporatedのベースバンドチップMobile Station Modem(TM) (MSMTM) MSM7200TM向け携帯電話のソフトウェアの各通信事業者向けのリファレンス実装を設計開発していくことを目的とする契約。	2006年4月7日から契約上の義務の不履行等の事由により解除されるまでもしくは60日前の書面による通知により終了するまで有効。
株式会社ACCESS	日本	ソフトウェアライセンス契約書	ソフトバンク携帯電話向けに提供される同社製品を、アプリックスのプラットフォームに移植するためにソフトウェア・ライセンス提供および移植開発サポートを受ける。	2007年3月9日から2010年3月8日までとし、契約期間満了日までに、本契約の期間を延長を同社が書面承諾した場合、更に1年更新され、以後も同様とする。
ソフトバンクモバイル株式会社	日本	開発委託契約書	同社のサービスを利用する携帯電話向け共通ソフトウェア・プラットフォーム、「Portable Open Platform Initiative」(以下、「POP-i [TM]」)にかかる開発業務を請負う。	2007年3月15日から作業終了まで

5【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の概要

当社グループは、組み込みソフトウェアを中心とするソフトウェア業界の先駆者であり続けるため、また顧客にとって魅力のある高機能・高品質な製品を提供しつつ新事業の核となる技術を見出すため、ソフトウェア基盤技術の研究開発を積極的に推進しております。

また、当社グループは、民生用電子機器向けの組み込みソフトウェアの産業構造を成熟させ、民生用電子機器業界とともに組み込みソフトウェア業界が成長するために、パートナー企業との技術協力を進めてまいります。

(2) 当中間連結会計期間(自平成19年1月1日至平成19年6月30日)における研究開発活動の成果

当社グループの主力製品であるJBlendの販売地域・顧客を拡大を遂行するために、研究開発活動としては海外の移動体通信事業者や国際的な団体により取り決められた様々な最新仕様への対応を進めております。

この中で、パートナー企業との協業については、高い技術力を持った内外の組み込みソフトウェアベンダーとの資本提携を含む提携や、製品の開発における協業を進めているほか、複数の電気通信会社との共同開発も進めております。当社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモはFOMA向け統一Javaプラットフォーム共同開発を行い、商用端末に採用されるなど、強固な協力関係を築いておりますが、今後もより高機能な移動体通信端末ソフトウェアを開発するため共同開発を進めております。また、当社はChina Mobile Communications Corporationに対し、同社が主催する技術フォーラムMTTF (Mobile Terminal Technology Forum)を通して、主要な仕様策定に参画しております。その他、MIDP3.0やMSA-fullsetの仕様策定および開発も継続して行っております。

加えて、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモならびにSun Microsystems, Inc.とともに次世代携帯電話向けのJavaを開発するStar Projectに参画し、携帯電話向けJavaの機能拡張の開発を進めて参ります。

また、Java以外の技術提供の拡大を遂行するために、移動体通信端末や他の組み込み機器を対象に、LinuxおよびBREWに対応したミドルウェア・フレームワークを開発してまいりましたが、顧客側の事業状況および事業体制などの急激な変化や、顧客の製品計画の変更などにより、当面は当社の製品を搭載した製品の出荷が見込めない状況となっております。これに伴い、販売可能性を保守的に判断し、当社が保有する無形固定資産のうち、ミドルウェア・フレームワークに関わるソフトウェア仮勘定の評価損7,602,837千円を計上いたしました。しかしながら、営業活動は今後も継続し、受注獲得後、開発活動を再開する予定としております。

その他、DVDレコーダやHDDレコーダ等の高性能AV機器向けのJBlendの提供に加え、Blu-ray Disc Associationに参加するなど次世代のデジタル家電の規格に応じて製品を供給すべく、研究開発を進めております。また、マイコンなどが搭載される小型精密機器における組込み開発に、再利用性や汎用性をもたらすJBlend[nano]など、より広範囲の用途に対応する様々なJBlendの研究開発にも取り組んでおります。

さらに、ネイティブ・アプリケーションを安全に実行するためのユーザー空間仮想化技術であるUSVMを発表し、製品化へ向けて開発を遂行しております。

以上のような研究開発活動を実現するため、当中間連結会計期間の研究開発費は総額337,159千円となりました。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画しておりました平成19年度の販売目的ソフトウェア開発に関する投資額については、当初の3,100,000千円から4,005,198千円に変更しました。

(2) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	261,300
計	261,300

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成19年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成19年9月27日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	101,250.20	101,250.20	東京証券取引所 （マザーズ）	—
計	101,250.20	101,250.20	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成19年9月1日からこの半期報告書提出日までのストックオプションの権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の状況

（平成13年7月14日臨時株主総会の決議）

	中間会計期間末現在 （平成19年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年8月31日）
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）（株）	36	36
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成23年7月14日まで	平成16年8月1日から 平成23年7月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（注2）	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円
新株予約権の行使の条件	（注3）	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注4）	（注4）
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）	（注5）

（注）1. 付与株式数は、当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 発行価額は、当社が株式分割または併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割} \cdot \text{併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。）は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権付与日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受けた場合。
 - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株引受権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株引受権を行使することができます。
 - (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成13年7月14日開催の臨時株主総会及び平成13年6月26日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会および平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき変更し、当社と対象となる取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(平成13年12月27日臨時株主総会の決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	24.28	24.28
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,558	88,558
新株予約権の行使期間	平成17年1月1日から 平成23年12月27日まで	平成17年1月1日から 平成23年12月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 付与株式数は、当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 発行価額は、当社が株式分割または併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとしております。

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとします。
 - (1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受けた場合。
 - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株引受権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株引受権を行使することができます。
 - (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成13年12月27日開催の臨時株主総会及び平成13年12月11日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会および平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき更し、当社と対象となる従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(平成14年 3月22日 定時株主総会の決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年 6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年 8月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	196.79	196.79
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,558	88,558
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年3月22日まで	平成17年4月1日から 平成24年3月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 付与株式数は、当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 発行価額は、当社が株式分割または併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとしております。

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとします。
 - (1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受けた場合。
 - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株予約権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株予約権を行使することができます。
 - (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成14年3月22日開催の定時株主総会及び平成14年2月19日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会および平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき変更し、当社と対象となる従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

② 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の状況
(平成15年8月29日臨時株主総会の決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	166	166
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	498	498
新株予約権の行使時の払込金額(円)	66,667	66,667
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日から 平成24年8月29日まで	平成17年9月1日から 平成24年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 66,667円 資本組入額 33,334円	発行価格 66,667円 資本組入額 33,334円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株あたりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとしております。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
 - (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - (3) 当社またはAplix Corporation of Americaの就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受けた場合。
 - (4) 当社またはAplix Corporation of Americaの取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株予約権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株予約権を行使することができます。
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年8月29日開催の取締役会の決議に基づき、当社およびAplix Corporation of Americaの取締役および従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	30	30
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960,000	960,000
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 960,000円 資本組入額 480,000円	発行価格 960,000円 資本組入額 480,000円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株あたりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除きます。)または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (3) 当社またはAplix Corporation of Americaの就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受けた場合
 - (4) 当社またはAplix corporation of Americaの取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年3月23日開催の定時株主総会及び平成16年5月25日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	13	13
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	39	39
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,027,279	1,027,279
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 1,027,279円 資本組入額 513,640円	発行価格 1,027,279円 資本組入額 513,640円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株あたりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除きます。)または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」を読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
 - (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受けた場合
 - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年3月23日開催の定時株主総会及び平成16年6月24日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	150	150
新株予約権の行使時の払込金額(円)	698,500	698,500
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2,5)	発行価格 698,500円 資本組入額 349,250円	発行価格 698,500円 資本組入額 349,250円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株あたりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除く)または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
 - (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受け、取締役または従業員の地位を失った場合
 - (4) 付与対象者が取締役または従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合
(但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。)
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年3月23日開催の定時株主総会及び平成17年5月25日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	128	128
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	384	384
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350,000	1,350,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 1,350,000円 資本組入額 675,000円	発行価格 1,350,000円 資本組入額 675,000円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端数については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(旧商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除きます。)または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受け、取締役または従業員の地位を失った場合
 - (4) 付与対象者が取締役または従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合
(但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。)
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年3月23日開催の定時株主総会及び平成17年12月27日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	365	365
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	365	365
新株予約権の行使時の払込金額(円)	980,319	980,319
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 980,319円 資本組入額 490,160円	発行価格 980,319円 資本組入額 490,160円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株あたりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(旧商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除きます。)または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
 - (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受け、取締役または従業員の地位を失った場合
 - (4) 付与対象者が取締役または従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合
(但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。)
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成18年3月29日開催の定時株主総会及び平成18年4月24日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	32	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	32	32
新株予約権の行使時の払込金額(円)	817,609	817,609
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 817,609円 資本組入額 408,805円	発行価格 817,609円 資本組入額 408,804円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株あたりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(旧商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除きます。)または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受け、取締役または従業員の地位を失った場合
 - (4) 付与対象者が取締役または従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合
(但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。)
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成18年3月29日開催の定時株主総会及び平成18年9月25日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	150	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	150	150
新株予約権の行使時の払込金額(円)	602,843	602,843
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 602,843円 資本組入額 301,422円	発行価格 602,843円 資本組入額 301,422円
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割または併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株あたりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(旧商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除きます。)または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
- (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の処分を受け、取締役または従業員の地位を失った場合
 - (4) 付与対象者が取締役または従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合
(但し、当社の命令により他社へ出向または転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。)
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成18年3月29日開催の定時株主総会及び平成19年2月15日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成19年1月1日～ 平成19年6月30日	276	101,250.20	9,162	13,260,949	9,162	14,176,586

(注) ストックオプションの行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー	15,000	14.81
郡山 龍	東京都新宿区	10,800	10.67
ユービーエスエージーロンドンアカウントアイビーエスグリゲイテッドクライアントアカウント (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	AESCHENVORSTANDT 48 CH-4002 BASEL SWITZLAND (東京都品川区東品川2丁目3-14)	5,665	5.60
株式会社ドコモ・ドットコム	東京都千代田区永田町2丁目11-1	3,000	2.96
バイエリッシュフェラインスバンクアーゲーカスタマーアカウント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	AM SEDERANGER 5, MUNICH, F. R. GERMANY (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決裁事業部)	3,000	2.96
バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントアイエスジー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行カスタディ業務部)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決裁事業部)	2,149	2.12
シービーホンコンケージーアイアジアリミテッドセグレゲイテッドアカウント (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	27/F ASIA PACIFIC FINANCE TOWER, CITIBANK PLAZA, 3 GARDEN ROAD, HONG KONG (東京都品川区東品川2丁目3-14)	1,244	1.23
メロンバンクエービーエヌアムログローバルカスタディエヌブイ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,230	1.21
パークレイズバンクピーエルシーパークレイズキャピタルセキュリティーズエスビーエル/ピービーアカウント (常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	54 LOMBARD STREET LONDON EC 3P 3 AH, UNITED KINGDOM (東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー21階)	1,141	1.13
クレジットスイスチューリッヒ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	UETLIBERGSTRASSE 231 P.O. BOX 600 CH-8070 ZURICH SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 決裁事業部)	1,053	1.04
計	—	44,282	43.73

- (注) 1. 平成17年12月27日付けで郡山龍より大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局に提出されております。株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの間で、それぞれが保有する当社株式を第三者に譲渡しようとする場合には他方が優先買取権を有する旨、ならびに当社の株主総会にてその議決権を行使する際には事前に協議し可能な限り共同で議決権を行使する旨の覚書を締結しております。
2. 日本生命保険相互会社およびその共同保有者から、平成19年3月23日付の大量保有報告書にかかる変更報告書の写しの送付があり、同日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号	1,940	1.92
ニッセイアセットマネジメント 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,662	1.64
計	—	3,602	3.56

3. ゴールドマン・サックス証券株式会社および共同保有者から、平成19年6月6日付の大量保有報告書にかかる変更報告書の写しの送付があり、同日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
ゴールドマン・サックス証券株式 会社	東京都港区六本木六丁目10-1	450	0.00
Goldman Sachs International	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK	3,825	3.78
Goldman Sachs & Co.	85 Broad Street, New York, New York 10004, U. S. A.	11	0.00
計	—	4,286	3.78

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	12	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 101,230	101,230	—
端株	8.20	—	—
発行済株式総数	101,250.20	—	—
総株主の議決権	—	101,230	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が63株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数63個が含まれております。

2. 「端株」の欄には、自己株式の0.72株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社アプリックス	東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号	12	—	12	0.01
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	691,000	595,000	478,000	414,000	281,000	207,000
最低 (円)	514,000	465,000	309,000	257,000	115,000	126,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までの役員および執行役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	最高財務責任者	山科 拓	平成19年5月15日
取締役		内村 浩幸	平成19年6月30日

退任執行役員

役職	氏名	退任年月日
最高マーケティング責任者	Eric Chu	平成19年9月21日
執行役員常務	吉本 晃	平成19年5月15日

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

前中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

前中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）及び当中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）及び当中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		9,312,468		2,620,443		6,009,241	
2. 売掛金		2,041,804		1,235,103		2,056,930	
3. 有価証券		1,400,023		5,803,448		2,808,462	
4. たな卸資産		68,105		4,000		162,222	
5. 繰延税金資産		91,882		69,321		68,641	
6. その他		515,427		501,533		621,747	
7. 貸倒引当金		△32,222		△30,497		△33,814	
流動資産合計		13,397,489	62.0	10,203,353	67.6	11,693,432	49.3
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 器具備品		101,331		169,294		104,495	
(2) その他		63,639		56,667		61,678	
有形固定資産合計		164,971		225,961		166,174	
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		912,849		968,199		865,127	
(2) ソフトウェア仮勘定		1,698,316		460,705		4,865,044	
(3) その他		17,908		13,631		15,683	
無形固定資産合計		2,629,074		1,442,536		5,745,855	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		5,094,656		3,012,885		5,919,629	
(2) その他		336,336		207,295		202,459	
投資その他の資産 合計		5,430,992		3,220,180		6,122,088	
固定資産合計		8,225,038	38.0	4,888,678	32.4	12,034,118	50.7
資産合計		21,622,527	100.0	15,092,032	100.0	23,727,550	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年12月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債	※2							
1. 支払手形及び買掛金		581,864		355,325		1,331,749		
2. 1年内返済予定長期借入金		15,300		—		—		
3. 未払金		285,433		321,661		828,674		
4. 未払法人税等		248,470		382,796		101,884		
5. 賞与引当金		25,430		29,573		28,171		
6. その他		176,971		242,974		248,750		
流動負債合計		1,333,470	6.2	1,332,331	8.8	2,539,230	10.7	
II 固定負債								
1. その他		390		37,009		222,003		
固定負債合計	390	0.0	37,009	0.3	222,003	0.9		
負債合計	1,333,860	6.2	1,369,341	9.1	2,761,233	11.6		
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金	13,236,043	61.2	13,260,949	87.9	13,251,786	55.9		
2 資本剰余金	14,151,681	65.4	14,176,586	93.9	14,167,423	59.7		
3 利益剰余金	△7,134,073	△33.0	△14,000,358	△92.8	△6,940,393	△29.3		
4 自己株式	△8,621	0.0	△8,621	△0.0	△8,621	△0.0		
株主資本合計	20,245,029	93.6	13,428,555	89.0	20,470,194	86.3		
II 評価・換算差額等								
1 その他有価証券評価差額金	△26,498	△0.1	80,229	0.5	388,972	1.6		
2 為替換算調整勘定	70,136	0.3	140,519	0.9	105,090	0.5		
評価・換算差額等合計	43,637	0.2	220,748	1.4	494,062	2.1		
III 新株予約権	—	—	24,760	0.2	2,060	0.0		
IV 少数株主持分	—	—	48,626	0.3	—	—		
純資産合計	20,288,667	93.8	13,722,691	90.9	20,966,317	88.4		
負債及び純資産合計	21,622,527	100.0	15,092,032	100.0	23,727,550	100.0		

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高	※1		3,452,826	100.0		2,936,899	100.0		6,587,605	100.0
II 売上原価			1,851,609	53.6		2,412,757	82.2		3,456,163	52.5
売上総利益			1,601,216	46.4		524,142	17.8		3,131,441	47.5
III 販売費及び一般管理費			3,245,898	94.0		1,389,241	47.3		4,582,012	69.5
営業損失			1,644,682	△47.6		865,099	△29.5		1,450,571	△22.0
IV 営業外収益										
1. 受取利息			16,739			141,214			59,503	
2. 受取配当金			8,000			—			58,888	
3. 為替差益			12,894			—			73,314	
4. その他			1,608	39,242	1.1	9,187	150,401	5.2	7,442	199,149
V 営業外費用										
1. 支払利息		2,620			20			2,740		
2. 株式交付費		—			1,048			1,955		
3. 為替差損		—			1,213			—		
3. オプション評価損		6,601			—			6,601		
4. 投資事業組合損失		1,203			3,796			4,159		
5. その他		865	11,290	0.3	—	6,078	0.2	1,411	16,868	0.3
経常損失			1,616,730	△46.8		720,775	△24.5		1,268,290	△19.3
VI 特別利益										
1. 投資有価証券売却益		104			1,743,256			105		
2 その他		—	104	0.0	4,662	1,747,918	59.5	—	105	0.0
VII 特別損失										
1. 固定資産売却損	※2	609			126			609		
2. 固定資産除却損	※3	1,762			24,479			2,657		
3. ソフトウェア仮勘定評価損		—			7,602,837			—		
4. 投資有価証券評価損		78,195			10,000			78,195		
5. その他		—	80,567	2.4	61	7,637,505	260.1	—	81,462	1.2
税金等調整前中間 (当期)純損失			1,697,193	△49.2		6,610,362	△225.1		1,349,647	△20.5
法人税、住民税及び事業税		221,405			423,838			282,512		
法人税等調整額		△116,253	105,152	3.0	27,137	450,975	15.3	△23,494	259,017	3.9
少数株主損失			—			1,373	0.0		—	
中間(当期)純損失			1,802,345	△52.2		7,059,964	△240.4		1,608,665	△24.4

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年1月1日 至平成18年6月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年12月31日 残高(千円)	13,232,127	14,147,764	△5,331,728	△7,977	22,040,185
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	3,916	3,916			7,833
中間純損失			△1,802,345		△1,802,345
自己株式の取得				△644	△644
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	3,916	3,916	△1,802,345	△644	△1,795,156
平成18年6月30日 残高(千円)	13,236,043	14,151,681	△7,134,073	△8,621	20,245,029

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計	
平成17年12月31日 残高(千円)	3,791	64,095	67,886	22,108,072
中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行				7,833
中間純損失				△1,802,345
自己株式の取得				△644
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△30,289	6,040	△24,249	△24,249
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	△30,289	6,040	△24,249	△1,819,405
平成18年6月30日 残高(千円)	△26,498	70,136	43,637	20,288,667

当中間連結会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年12月31日 残高(千円)	13,251,786	14,167,423	△6,940,393	△8,621	20,470,194
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	9,162	9,162			18,325
中間純損失			△7,059,964		△7,059,964
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	9,162	9,162	△7,059,964	—	△7,041,638
平成19年6月30日 残高(千円)	13,260,949	14,176,586	△14,000,358	△8,621	13,428,555

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成18年12月31日 残高(千円)	388,972	105,090	494,062	2,060	—	20,966,317
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						18,325
中間純損失						△7,059,964
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△308,742	35,428	△273,313	22,699	48,626	△201,987
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	△308,742	35,428	△273,313	22,699	48,626	△7,243,625
平成19年6月30日 残高(千円)	80,229	140,519	220,748	24,760	48,626	13,722,691

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年12月31日 残高(千円)	13,232,127	14,147,764	△5,331,728	△7,977	22,040,185
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	19,659	19,658			39,318
当期純損失			△1,608,665		△1,608,665
自己株式の取得				△644	△644
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計(千円)	19,659	19,658	△1,608,665	△644	△1,569,991
平成18年12月31日 残高(千円)	13,251,786	14,167,423	△6,940,393	△8,621	20,470,194

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成17年12月31日 残高(千円)	3,791	64,095	67,886	—	22,108,072
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					39,318
当期純損失					△1,608,665
自己株式の取得					△644
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	385,180	40,994	426,175	2,060	428,236
連結会計年度中の変動額合計(千円)	385,180	40,994	426,175	2,060	△1,141,755
平成18年12月31日 残高(千円)	388,972	105,090	494,062	2,060	20,966,317

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純損失		△1,697,193	△6,610,362	△1,349,647
減価償却費		428,864	323,681	680,659
連結調整勘定償却額		1,846,362	—	—
のれん償却額		—	—	1,846,362
賞与引当金の増加額		3,100	1,402	5,840
貸倒引当金の増加額 (△減少額)		10,650	△3,987	11,569
受取利息及び受取配当金		△24,739	△141,214	△118,392
支払利息		2,620	20	2,740
固定資産除却損		1,762	24,479	2,657
ソフトウェア仮勘定評価損		—	7,602,837	—
投資有価証券売却益		△104	△1,743,256	△105
投資有価証券評価損		78,195	10,000	78,195
売上債権の減少額 (△増加額)		68,001	825,595	58,475
たな卸資産の減少額 (△増加額)		143,334	158,221	49,218
前払費用の減少額 (△増加額)		△185,405	46,266	△145,264
仕入債務の増加額 (△減少額)		△167,538	102,251	△84,168
未払金の増加額 (△減少額)		△31,403	△130,378	101,995
その他		33,029	79,810	△106,723
小計		509,537	545,367	1,033,412
利息及び配当金の受取額		21,175	143,858	115,250
利息の支払額		△1,960	△20	△2,111
法人税等の支払額		△321,667	△146,414	△512,595
営業活動によるキャッシュ・フロー		207,084	542,791	633,956

		前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		△1,118,974	△377,225	△1,147,973
定期預金の払戻による収入		—	1,255,802	71,677
有価証券の取得による支出		△1,399,952	△1,000,000	△2,400,056
有価証券の売却による収入		1,000,000	1,000,000	2,400,000
投資有価証券の取得による支出		△5,949,603	△635,014	△6,931,516
投資有価証券の売却による収入		1,002,333	4,686,683	1,819,254
有形固定資産の取得による支出		△53,340	△59,467	△82,013
無形固定資産の取得による支出		△1,329,670	△5,102,777	△3,594,799
その他		△56,379	4,016	△55,466
投資活動によるキャッシュ・フロー		△7,905,587	△227,983	△9,920,894
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の返済による支出		△340,000	—	△340,000
長期借入金の返済による支出		△15,400	—	△30,700
株式の発行による収入		7,001	17,276	37,363
自己株式の取得による支出		△644	—	△644
少数株主に対する株式の発行による収入		—	50,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△349,043	67,276	△333,981
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△38,044	91,603	73,948
V 現金及び現金同等物の増加額(△減少額)		△8,085,590	473,688	△9,546,971
VI 現金及び現金同等物の期首残高		17,108,276	7,561,305	17,108,276
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※	9,022,686	8,034,994	7,561,305

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数は6社であり、全ての子会社を連結の範囲に含めております。</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>Aplix Corporation of America Aplix Europe GmbH iaSolution Inc.</p> <p style="text-align: right;">他3社</p>	<p>連結子会社の数は6社であり、全ての子会社を連結の範囲に含めております。</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>Aplix Corporation of America Aplix Europe GmbH iaSolution Inc. (株)アプリックス・ソリューションズ</p> <p style="text-align: right;">他2社</p> <p>なお、(株)アプリックス・ソリューションズについては当中間連結会計期間において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p>	<p>連結子会社の数は5社であり、全ての子会社を連結の範囲に含めております。</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>Aplix Corporation of America Aplix Europe GmbH iaSolution Inc.</p> <p style="text-align: right;">他2社</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>関連会社がないため、該当事項はありません。</p>	<p style="text-align: center;">同左</p>	<p style="text-align: center;">同左</p>
3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p style="text-align: center;">同左</p>	<p>連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>① 有価証券</p> <p>(イ) その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。なお、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。)</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>なお、投資事業有限責任組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p>	<p>① 有価証券</p> <p>(イ) その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>① 有価証券</p> <p>(イ) その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。なお、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。)</p> <p>時価のないもの</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法	<p>② デリバティブ 時価法</p> <p>③ たな卸資産 (イ) 仕掛品 個別法による原価法 (ロ) 貯蔵品 最終仕入原価法</p> <p>① 有形固定資産 当社 定率法 在外連結子会社 主に所在地国の会計基準に 基づく定額法 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 建物 5～15年 器具備品 3～15年</p> <p>② 無形固定資産 定額法 なお、市場販売目的のソフトウ ェアについては見積販売数量を 基準として販売数量に応じた割 合に基づく償却額と、販売可能 期間(3年)に基づく償却額の いずれか多い金額をもって償却 しており、自社利用ソフトウェ アについては、社内における利 用可能期間(3～5年)に基づ く定額法によっております。</p>	<p>② デリバティブ 同左</p> <p>③ たな卸資産 (イ) 仕掛品 同左 (ロ) 貯蔵品 同左</p> <p>① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社 同左 在外連結子会社 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>	<p>② デリバティブ 同左</p> <p>③ たな卸資産 (イ) 仕掛品 同左 (ロ) 貯蔵品 同左</p> <p>① 有形固定資産 当社 同左 在外連結子会社 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>
(3) 重要な引当金の計上基 準	<p>① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備え るため、一般債権については貸 倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払 に備えるため、支給見込額に基 づき計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 従来一部の在外連結子会社に ついては、その国の退職給付制 度に基づいて退職給付引当金を 計上しておりましたが、当該国 の退職給付制度の変更に伴い全 額取崩しております。なお、当 連結中間会計期間末残高8,292 千円については「未払金」とし て計上しております。</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>—————</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>—————</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。	同左	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
(6) ヘッジ会計の方法	① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引 ヘッジ対象 外貨建予定取引 ③ ヘッジ方針 海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定できる場合にはヘッジの有効性の判定は省略しております。	① ヘッジ会計の方法 同左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左 ③ ヘッジ方針 同左 ④ ヘッジの有効性評価の方法 同左	① ヘッジ会計の方法 同左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左 ③ ヘッジ方針 同左 ④ ヘッジの有効性評価の方法 同左
(7) その他中間連結財務諸表（連結財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	① 消費税等の会計処理 同左	① 消費税等の会計処理 同左
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日))を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日))を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針等8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は20,288,667千円であります。 なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針等8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は、20,964,256千円であります。 なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針等11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ2,060千円増加しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却の方法) 「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月20日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」の法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>
<p>中間連結貸借対照表において、前中間連結会計期間末まで「投資有価証券」は、投資その他の資産に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末における「投資有価証券」の金額は291,727千円であります。</p> <p>中間連結損益計算書において、前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました「新株発行費」は、当中間連結会計期間において営業外費用合計の100分の10を超えないため「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における「新株発行費」の金額は832千円であります。</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書において、前中間連結会計期間まで営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「棚卸資産の減少額(△増加額)」「前払費用の減少額(△増加額)」は、当中間連結会計期間において金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「棚卸資産の減少額(△増加額)」の金額は△17,315千円、「前払費用の減少額(△増加額)」の金額は22,123千円であります。</p>	<p>中間連結損益計算書において、前中間連結会計期間まで営業外費用のその他に含めて表示しておりました「新株発行費」は当中間連結会計期間から「繰延税金資産の会計処理に関する当面の取扱い」により、「株式交付費」として表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれている「新株発行費」の金額は、832千円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)	前連結会計年度 (平成18年12月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 351,111千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 357,686千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 359,826千円
※2. 担保に供している資産 著作権 一千元	※2. _____	※2. _____
上記に対応する債務 1年内返済予定 長期借入金 15,300千円		

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費 目及び金額は次のとおりであります。 連結調整勘定償却額 1,846,362千円 給料手当 351,366 賞与引当金繰入額 7,151 研究開発費 416,484 貸倒引当金繰入額 10,745	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費 目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 373,194千円 賞与引当金繰入額 8,471 研究開発費 337,159	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費 目及び金額は次のとおりであります。 のれん償却費 1,846,362千円 給料手当 676,017 賞与引当金繰入額 7,025 貸倒引当金繰入額 11,049 研究開発費 865,601
※2. 固定資産売却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 609千円	※2. 固定資産売却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 126千円	※2. 固定資産売却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 609千円
※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 1,762千円	※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 建物 486千円 ソフトウェア仮勘定 21,184 器具備品 2,808 合計 24,479千円	※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 2,374千円 ソフトウェア 283 合計 2,657千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年1月1日至平成18年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期 間増加株式数(株)	当中間連結会計期 間減少株式数(株)	当中間連結会計期 間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	100,414.91	103.29	—	100,518.20
合計	100,414.91	103.29	—	100,518.20
自己株式				
普通株式(注)2	11.85	0.87	—	12.72
合計	11.85	0.87	—	12.72

(注)1. 普通株式の発行済株式数の増加103.29株は、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0.87株は、端株の買取による増加であります。

当中間連結会計期間(自平成19年1月1日至平成19年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期 間増加株式数(株)	当中間連結会計期 間減少株式数(株)	当中間連結会計期 間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	100,974.20	276.0	—	101,250.20
合計	100,974.20	276.0	—	101,250.20
自己株式				
普通株式	12.72	—	—	12.72
合計	12.72	—	—	12.72

(注)1. 普通株式の発行済株式数の増加276.0株は、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	24,760
	合計	—	—	—	—	—	24,760

前連結会計年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	100,414.91	559.29	—	100,974.20
合計	100,414.91	559.59	—	100,974.20
自己株式				
普通株式(注)2	11.85	0.87	—	12.72
合計	11.85	0.87	—	12.72

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加559.29株は、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0.87株は、端株の買取による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	2,060
	合計	—	—	—	—	—	2,060

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)																								
<p>※. 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成18年6月30日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>9,312,468千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>△1,289,801</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定(CRF)</td> <td>1,000,018</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>9,022,686</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	9,312,468千円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△1,289,801	有価証券勘定(CRF)	1,000,018	現金及び現金同等物	9,022,686	<p>※. 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成19年6月30日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>2,620,443千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>△388,897</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定(注1)</td> <td>5,803,448</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>8,034,994</td> </tr> </table> <p>(注1)有価証券勘定は、CRF、MMF及びVFFであります。</p>	現金及び預金勘定	2,620,443千円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△388,897	有価証券勘定(注1)	5,803,448	現金及び現金同等物	8,034,994	<p>※. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成18年12月31日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>6,009,241千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>△1,256,399</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定(注1)</td> <td>2,808,462</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>7,561,305</td> </tr> </table> <p>(注1)有価証券勘定は、CRF及びMMFであります。</p>	現金及び預金勘定	6,009,241千円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△1,256,399	有価証券勘定(注1)	2,808,462	現金及び現金同等物	7,561,305
現金及び預金勘定	9,312,468千円																									
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△1,289,801																									
有価証券勘定(CRF)	1,000,018																									
現金及び現金同等物	9,022,686																									
現金及び預金勘定	2,620,443千円																									
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△388,897																									
有価証券勘定(注1)	5,803,448																									
現金及び現金同等物	8,034,994																									
現金及び預金勘定	6,009,241千円																									
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△1,256,399																									
有価証券勘定(注1)	2,808,462																									
現金及び現金同等物	7,561,305																									

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間連結会計期間末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>42,283</td> <td>18,382</td> <td>23,901</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>8,681千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>16,026</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,707</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4,500千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4,368</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>276</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)	器具備品	42,283	18,382	23,901	1年内	8,681千円	1年超	16,026	合計	24,707	支払リース料	4,500千円	減価償却費相当額	4,368	支払利息相当額	276	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間連結会計期間末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>60,170</td> <td>24,350</td> <td>35,819</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>13,381千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>25,760</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39,141</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7,175千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>6,523</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>587</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)	器具備品	60,170	24,350	35,819	1年内	13,381千円	1年超	25,760	合計	39,141	支払リース料	7,175千円	減価償却費相当額	6,523	支払利息相当額	587	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>37,200</td> <td>17,767</td> <td>19,432</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>7,982千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>12,260</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,243</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>8,572千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>8,246</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>513</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具備品	37,200	17,767	19,432	1年内	7,982千円	1年超	12,260	合計	20,243	支払リース料	8,572千円	減価償却費相当額	8,246	支払利息相当額	513
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	42,283	18,382	23,901																																																											
1年内	8,681千円																																																													
1年超	16,026																																																													
合計	24,707																																																													
支払リース料	4,500千円																																																													
減価償却費相当額	4,368																																																													
支払利息相当額	276																																																													
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	60,170	24,350	35,819																																																											
1年内	13,381千円																																																													
1年超	25,760																																																													
合計	39,141																																																													
支払リース料	7,175千円																																																													
減価償却費相当額	6,523																																																													
支払利息相当額	587																																																													
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	37,200	17,767	19,432																																																											
1年内	7,982千円																																																													
1年超	12,260																																																													
合計	20,243																																																													
支払リース料	8,572千円																																																													
減価償却費相当額	8,246																																																													
支払利息相当額	513																																																													

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	400,406	400,004	△402
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	100,061	100,039	△21
③ 金融債	300,345	299,964	△380
(3) その他	4,647,125	4,602,849	△44,276
合計	5,047,531	5,002,853	△44,678

2. 時価のない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
(1) 非上場株式	192,759
(2) 投資事業有限責任組合出資金	299,047
(3) CRF (キャッシュリザーブファンド)	1,000,018

(注) 当中間連結会計期間においてその他有価証券で時価のない非上場株式について78,195千円を減損処理しております。

減損処理の方法

(時価のある有価証券)

時価が取得原価に比べ50%以上下落し回復可能性が見込めない場合、または時価が取得原価に比べ30~50%程度下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

(時価のない有価証券)

株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	2,004,562	2,013,648	9,085
合計	2,004,562	2,013,648	9,085

2. 時価のない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
(1) 非上場株式	710,849
(2) 投資事業有限責任組合出資金	288,387
(3) CRF (キャッシュリザーブファンド)	2,033,547
(4) MMF (マネーマネジメントファンド)	3,759,900
(5) FFF (フリーファイナンシャルファンド)	10,000

(注) 当中間連結会計期間においてその他有価証券で時価のない非上場株式について10,000千円を減損処理をしております。

減損処理の方法

(時価のある有価証券)

時価が取得原価に比べ50%以上下落し回復可能性が見込めない場合、または時価が取得原価に比べ30~50%程度下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

(時価のない有価証券)

株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

前連結会計年度末 (平成18年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	75,000	603,000	528,000
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	4,694,451	4,782,864	88,412
合計	4,769,451	5,385,864	616,412

2. 時価のない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
(1) 非上場株式	236,834
(2) 投資事業有限責任組合出資金	296,930
(3) CRF (キャッシュリザーブファンド)	1,001,365
(4) MMF (マネーマネジメントファンド)	1,807,097

減損処理の方法

(時価のある有価証券)

時価が取得原価に比べ50%以上下落し回復可能性が見込めない場合、または時価が取得原価に比べ30~50%程度下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

(時価のない有価証券)

株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落し、かつ、実質価額が50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

1. スtock・オプションに係わる前中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当ございません。
2. スtock・オプションの内容及び規模

当中間連結会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりです。

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 1名
ストック・オプションの付与数 (注1)	普通株式 440株
付与日	平成18年4月24日
権利確定条件	権利行使日においても、当社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成18年4月24日 至平成20年3月31日
権利行使期間	平成20年4月1日から平成27年3月29日
権利行使価格 (円)	980,319
公正な評価単価 (付与日) (円)	—

(注) 1. 株式数に換算しております。

当中間連結会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）

1. ストック・オプションに係わる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
株式報酬費用 22,699千円
2. ストック・オプションの内容及び規模

当中間連結会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりです。

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び子会社の従業員 3名
ストック・オプションの付与数（注1）	普通株式 160株
付与日	平成19年2月15日
権利確定条件	権利行使日においても、当社の取締役及び子会社の従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成19年2月15日 至平成20年3月31日
権利行使期間	平成20年4月1日から平成27年3月29日
権利行使価格（円）	602,843
公正な評価単価（付与日）（円）	351,882

（注）1. 株式数に換算しております。

前連結会計年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

1. ストック・オプションに係わる前連結会計年度における費用計上額及び科目名
株式報酬費用 2,060千円
2. ストック・オプションの内容及び規模

前連結会計年度において付与したストック・オプションは、以下のとおりです。

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 1名
ストック・オプションの付与数（注1）	普通株式 440株
付与日	平成18年4月24日
権利確定条件	権利行使日においても、当社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成18年4月24日 至平成20年3月31日
権利行使期間	平成20年4月1日から平成27年3月29日
権利行使価格（円）	980,319
公正な評価単価（付与日）（円）	—

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社子会社の従業員 2名
ストック・オプションの付与数（注1）	普通株式 32株
付与日	平成18年9月25日
権利確定条件	権利行使日においても、当社子会社従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成18年9月25日 至平成20年3月31日
権利行使期間	平成20年4月1日から平成27年3月29日
権利行使価格（円）	817,609
公正な評価単価（付与日）（円）	350,902

（注）1. 株式数に換算しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末（平成18年6月30日現在）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況については、開示すべき取引残高がないため、記載しておりません。

当中間連結会計期間末（平成19年6月30日現在）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況については、開示すべき取引残高がないため、記載しておりません。

前連結会計年度末（平成18年12月31日現在）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況については、開示すべき取引残高がないため、記載しておりません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

当社グループが営む事業は単一であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

当社グループが営む事業は単一であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

当社グループが営む事業は単一であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	3,347,709	105,116	—	3,452,826	—	3,452,826
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	248,373	248,373	(248,373)	—
計	3,347,709	105,116	248,373	3,701,199	(248,373)	3,452,826
営業費用	2,948,659	2,165,483	229,930	5,344,074	(246,565)	5,097,508
営業利益又は営業損失(△)	399,049	△2,060,366	18,443	△1,642,874	(1,808)	△1,644,682

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 アジア・・・・・・・・台湾等
 その他の地域・・・・・・・・アメリカ合衆国、ドイツ

当中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	2,826,891	110,008	—	2,936,899	—	2,936,899
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	67,041	293,142	380,968	741,151	(741,151)	—
計	2,893,932	403,150	380,968	3,678,051	(741,151)	2,936,899
営業費用	3,750,720	449,176	352,719	4,552,616	(750,617)	3,801,999
営業利益又は営業損失(△)	△856,787	△46,026	28,248	△874,564	9,465	△865,099

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 アジア・・・・・・・・台湾等
 その他の地域・・・・・・・・アメリカ合衆国、ドイツ

前連結会計年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	6,381,994	205,610	—	6,587,605	—	6,587,605
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	44,650	485,273	538,676	1,068,600	(1,068,600)	—
計	6,426,645	690,884	538,676	7,656,205	(1,068,600)	6,587,605
営業費用	5,950,328	2,590,107	498,696	9,039,131	(1,000,955)	8,038,176
営業利益又は営業損失(△)	476,317	△1,899,223	39,980	△1,382,926	(67,645)	△1,450,571

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア・・・・・・・・台湾等

その他の地域・・・・・・・・アメリカ合衆国、ドイツ

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

	北米	欧州	その他地域	計
I 海外売上高（千円）	1,700,951	5,083	247,855	1,953,889
II 連結売上高（千円）	—	—	—	3,452,826
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	49.3	0.1	7.2	56.6

（注）1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本国以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …………… アメリカ合衆国

(2) 欧州 …… スウェーデン等

(3) その他地域 …… 中国、台湾、韓国等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

	北米	欧州	その他地域	計
I 海外売上高（千円）	16,552	13,837	143,763	174,152
II 連結売上高（千円）	—	—	—	2,936,899
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	0.5	0.5	4.9	5.9

（注）1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本国以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …………… アメリカ合衆国

(2) 欧州 …… スウェーデン等

(3) その他地域 …… 中国、台湾、韓国等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前連結会計年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

	北米	アジア	その他地域	計
I 海外売上高（千円）	2,554,005	990,571	35,313	3,579,890
II 連結売上高（千円）	—	—	—	6,587,605
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	38.8	15.0	0.5	54.3

（注）1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本国以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …………… アメリカ合衆国

(2) アジア …… 中国、台湾、韓国等

(3) その他地域 …… フィンランド、スウェーデン

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり純資産額 201,866円28銭 1株当たり中間純損失 17,936円82銭 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 —	1株当たり純資産額 134,824円61銭 1株当たり中間純損失 69,776円97銭 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 —	1株当たり純資産額 207,646円09銭 1株当たり当期純損失 15,989円28銭 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 —
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失を計上しているため記載しておりません。</p> <p>当社は、平成17年10月20日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間連結会計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 124,517円93銭 1株当たり中間純損失 21,358円36銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失を計上しているため記載しておりません。</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失を計上しているため記載しておりません。</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。</p>

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下の通りであります。

	前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)	前連結会計年度末 (平成18年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	20,288,667	13,722,691	20,966,317
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	73,387	2,060
(うち新株予約権)	(—)	(24,760)	(2,060)
(うち少数株主持分)	(—)	(48,626)	(—)
普通株式にかかる中間期末(期末)の純資産額(千円)	20,288,667	13,649,303	20,964,256
中間期末(期末)の普通株式の数(株)	100,505.48	101,237.48	100,961.48

(注) 2 1株当たり中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり中間(当期)純損失			
中間(当期)純損失 (千円)	1,802,345	7,059,964	1,608,665
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純損失 (千円)	1,802,345	7,059,964	1,608,665
期中平均株式数 (株)	100,483	101,179	100,609
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	—	—	—
普通株式増加数 (株)	—	—	—
(うち新株予約権)	(—)	(—)	(—)
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション) 501.04株 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション) 2,735株	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション) 257.07株 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション) 1,466株 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション) 182株	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション) 317.07株 旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション) 2,462株 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション) 32株

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
		<p>(合弁会社設立について)</p> <p>当社は、平成19年1月19日開催の取締役会に基づき、クワトロメディア株式会社と、本年2月5日を期日として合弁会社「株式会社アプリックス・ソリューションズ」を設立いたしました。</p> <p>1. 合弁会社設立の目的</p> <p>技術革新と競争が続く携帯電話市場において、現在の多機能な携帯電話には膨大なミドルウェア（ソフトウェア部品）が搭載され様々な機能を実現していますが、これらのソフトウェア部品を一製品として纏め上げるための開発工数が膨大となり、携帯電話開発の大きな課題とされています。当社は、これらの課題を解決するために様々なミドルウェアの活用を容易にするミドルウェアフレームワーク事業を推進しております。このミドルウェアフレームワークを用いて、携帯電話向け統合ソフトウェアソリューションに様々なサードパーティ製のミドルウェアやアプリケーションの追加を行うことで製品の多様化が可能になります。</p> <p>サードパーティ製のミドルウェアアプリケーションを幅広く提供するため、グローバルでの市場調査や業務提携を含め、ミドルウェアやアプリケーションの調達は今後より重要になってくるものと当社では考え、その業務に特化した機能を確認するため、携帯電話向けソフトウェアの調達・サポートに幅広い実績を有するクワトロメディア株式会社との合弁会社を設立することといたしました。</p> <p>2. 合弁会社の概要</p> <p>(1) 商号 : 株式会社アプリックス・ソリューションズ</p> <p>(2) 代表者 : 関野 正明 (現当社代表取締役社長)</p> <p>(3) 所在地 : 東京都新宿区</p> <p>(4) 設立 : 平成19年2月5日</p> <p>(5) 資本金 : 7,500万円</p> <p>(6) 取得後の持分比率 : 67%</p> <p>(7) 取得する株式の数 : 2,000株</p> <p>(8) 取得する株式の取得価額 : 100,000,000円</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		8,697,920		1,728,403		5,246,341	
2. 売掛金		1,929,136		1,181,798		1,981,156	
3. 有価証券		—		5,803,448		2,808,462	
4. たな卸資産		68,105		4,000		162,222	
5. 繰延税金資産		87,113		59,463		52,947	
6. その他	※3	1,755,757		431,616		528,332	
7. 貸倒引当金		△10,745		△6,693		△11,220	
流動資産合計		12,527,289	43.0	9,202,038	61.2	10,768,242	34.4
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物		56,087		50,923		54,756	
(2) 器具備品		71,044		94,331		63,797	
計		127,131		145,254		118,553	
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		908,837		1,018,132		925,187	
(2) ソフトウェア仮勘定		1,700,789		471,744		4,871,291	
(3) その他		17,908		13,631		15,683	
計		2,627,534		1,503,508		5,812,162	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		13,575,290		4,003,838		14,417,060	
(2) 敷金・保証金		155,199		157,719		159,367	
(3) 繰延税金資産		97,218		—		—	
(4) その他		23,217		28,331		4,506	
計		13,850,926		4,189,890		14,580,934	
固定資産合計		16,605,592	57.0	5,838,653	38.8	20,511,650	65.6
資産合計		29,132,881	100.0	15,040,691	100.0	31,279,893	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		590,000		538,698		1,393,578	
2. 1年内返済予定長期 借入金	※2	15,300		—		—	
3. 未払金		280,179		387,326		963,459	
4. 未払法人税等		244,197		380,808		101,736	
5. 賞与引当金		25,430		29,573		28,171	
6. その他		72,323		120,172		109,984	
流動負債合計		1,227,432	4.2	1,456,579	9.7	2,596,929	8.3
II 固定負債							
1. 繰延税金負債		—		37,009		222,003	
固定負債合計		—	—	37,009	0.2	222,003	0.7
負債合計		1,227,432	4.2	1,493,589	9.9	2,818,932	9.0
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		13,236,043	45.4	13,260,949	88.2	13,251,786	42.3
2 資本剰余金							
(1)資本準備金		14,151,681		14,176,586		14,167,423	
資本剰余金合計		14,151,681	48.6	14,176,586	94.3	14,167,423	45.3
3 利益剰余金							
(1)利益準備金		2,500		2,500		2,500	
(2)その他利益剰余金							
別途積立金		1,500		1,500		1,500	
繰越利益剰余金		548,844		△13,990,801		655,339	
利益剰余金合計		552,844	1.9	△13,986,801	△93.0	659,339	2.1
4 自己株式		△8,621	△0.0	△8,621	△0.1	△8,621	△0.0
株主資本合計		27,931,947	95.9	13,442,111	89.4	28,069,927	89.7
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		△26,498		80,229		388,972	
評価・換算差額等 合計		△26,498	△0.1	80,229	0.5	388,972	1.3
III 新株予約権		—		24,760	0.2	2,060	0.0
純資産合計		27,905,449	95.8	13,547,101	90.1	28,460,960	91.0
負債及び純資産合 計		29,132,881	100.0	15,040,691	100.0	31,279,893	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			3,347,709	100.0		2,876,740	100.0		6,426,645	100.0
II 売上原価			1,688,322	50.4		2,414,962	83.9		3,285,598	51.1
売上総利益			1,659,386	49.6		461,778	16.1		3,141,046	48.9
III 販売費及び一般管理費			1,260,337	37.7		1,314,505	45.7		2,664,729	41.5
営業利益又は営業損失 (△)			399,049	11.9		△852,727	△29.6		476,317	7.4
IV 営業外収益	※2		35,096	1.0		134,806	4.7		179,883	2.8
V 営業外費用	※3		11,212	0.3		10,848	0.4		15,441	0.2
経常利益又は経常損失 (△)			422,933	12.6		△728,770	△25.3		640,759	10.0
VI 特別利益			104	0.0		1,747,783	60.7		105	0.0
VII 特別損失	※4		80,567	2.4		15,227,281	529.3		81,462	1.3
税引前中間(当期)純 利益又は税引前中間純 損失(△)			342,471	10.2		△14,208,267	△493.9		559,401	8.7
法人税、住民税及び事 業税		219,047			417,568			261,131		
法人税等調整額		△101,738	117,309	3.5	20,305	437,873	15.2	△33,386	227,744	3.5
中間(当期)純利益又 は中間純損失(△)			225,162	6.7		△14,646,140	△509.1		331,657	5.2

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年1月1日 至平成18年6月30日）

	株主資本						自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				別途積立金	繰越利益剰余金					
平成17年12月31日 残高 (千円)	13,232,127	14,147,764	2,500	1,500	323,682	△7,977	27,699,596	3,791	27,703,387	
中間会計期間中の変動額										
新株の発行	3,916	3,916					7,833		7,833	
中間純利益					225,162		225,162		225,162	
自己株式の取得						△644	△644		△644	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)								△30,289	△30,289	
中間会計期間中の変動額 合計(千円)	3,916	3,916	—	—	225,162	△644	232,351	△30,289	202,061	
平成18年6月30日 残高 (千円)	13,236,043	14,151,681	2,500	1,500	548,844	△8,621	27,931,947	△26,498	27,905,449	

当中間会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）

	株主資本						自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金							
				別途積立金	繰越利益剰余金						
平成18年12月31日 残高 (千円)	13,251,786	14,167,423	2,500	1,500	655,339	△8,621	28,069,927	388,972	2,060	28,460,960	
中間会計期間中の変動額											
新株の発行	9,162	9,162					18,325			18,325	
中間純利益					△14,646,140		△14,646,140			△14,646,140	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)								△308,742	22,699	△286,042	
中間会計期間中の変動額 合計(千円)	9,162	9,162	—	—	△14,646,140	—	△14,627,815	△308,742	22,699	△14,913,858	
平成19年6月30日 残高 (千円)	13,260,949	14,176,586	2,500	1,500	△13,990,801	△8,621	13,442,111	80,229	24,760	13,547,101	

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

	株主資本						自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			利益準備金					
			その他利益剰余金								
			別途積立金	繰越利益剰余金							
平成17年12月31日 残高 (千円)	13,232,127	14,147,764	2,500	1,500	323,682	△7,977	27,699,596	3,791	—	27,703,387	
事業年度中の変動額											
新株の発行	19,659	19,658					39,318			39,318	
当期純利益					331,657		331,657			331,657	
自己株式の取得						△644	△644			△644	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								385,180	2,060	387,241	
事業年度中の変動額合計 (千円)	19,659	19,658	—	—	331,657	△644	370,330	385,180	2,060	757,572	
平成18年12月31日 残高 (千円)	13,251,786	14,167,423	2,500	1,500	655,339	△8,621	28,069,927	388,972	2,060	28,460,960	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券 (イ) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。なお、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。）</p> <p>(ロ) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>① 仕掛品 個別法による原価法</p> <p>② 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 (イ) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>(ロ) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>① 仕掛品 同左</p> <p>② 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 (イ) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。なお、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。）</p> <p>(ロ) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>① 仕掛品 同左</p> <p>② 貯蔵品 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～15年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、市場販売目的のソフトウェアについては見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間（3年）に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却しており、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10～15年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～15年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
5. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によってお ります。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引 ヘッジ対象 外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 海外取引における為替変動に 対するリスクヘッジのため、為 替予約取引を行っております。 なお、リスクヘッジ手段として のデリバティブ取引は為替予約 取引のみ行うものとしておしま す。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段に関する重要な条 件がヘッジ対象と同一であり、 ヘッジ開始時及びその後におい ても継続して相場変動が完全に 相殺されるものであると想定で きる場合にはヘッジの有効性の 判定は省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
6. その他中間財務諸表（財 務諸表）作成のための基 本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日))を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日))を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は、27,905,449千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改定により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は、28,458,899千円であります。 なお、財務諸表等規則の改定により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針等11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ2,060千円減少しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却の方法) 「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月20日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」の法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年6月30日)	当中間会計期間末 (平成19年6月30日)	前事業年度 (平成18年12月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 315,036千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 310,707千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 326,978千円
※2. 担保に供している資産 著作権 一千元 上記に対応する債務 1年内返済予定 長期借入金 15,300千円	※2. —————	※2. —————
※3. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動資産の「その他」に含めて表示しております。	※3. 消費税等の取扱い 同左	※3. —————

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1. 減価償却実施額 有形固定資産 18,049千円 無形固定資産 400,702	1. 減価償却実施額 有形固定資産 17,646千円 無形固定資産 304,108	1. 減価償却実施額 有形固定資産 38,028千円 無形固定資産 640,581
※2. 営業外収益の主要項目 受取利息 16,237千円 有価証券利息 631 受取配当金 8,000 為替差益 9,581	※2. 営業外収益の主要項目 受取利息 68,908千円 有価証券利息 61,297	※2. 営業外収益の主要項目 受取利息 24,848千円 有価証券利息 27,819 受取配当金 58,888 為替差益 67,643
※3. 営業外費用の主要項目 支払利息 2,574千円 オプション評価損 6,601	※3. 営業外費用の主要項目 為替差損 6,004千円 投資事業組合損失 3,796	※3. 営業外費用の主要項目 支払利息 2,662千円 オプション評価損 6,601
※4. 特別損失の主要項目 投資有価証券評価損 78,195 千円	※4. 特別損失の主要項目 ソフトウェア仮勘定評 7,602,837 千円 価損 関係会社株式評価損 7,589,681 千円	※4. 特別損失の主要項目 投資有価証券評価損 78,195 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
普通株式 (注)	11.85	0.87	—	12.72
合計	11.85	0.87	—	12.72

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0.87株は、端株の買取による増加であります。

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
普通株式	12.72	—	—	12.72
合計	12.72	—	—	12.72

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式 (注)	11.85	0.87	—	12.72
合計	11.85	0.87	—	12.72

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0.87株は、端株の買取による増加であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>42,283</td> <td>18,382</td> <td>23,901</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>8,681千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>16,026</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,707</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4,500千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4,368</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>276</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	器具備品	42,283	18,382	23,901	1年内	8,681千円	1年超	16,026	合計	24,707	支払リース料	4,500千円	減価償却費相当額	4,368	支払利息相当額	276	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>60,170</td> <td>24,350</td> <td>35,819</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>13,381千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>25,760</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39,141</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7,175千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>6,523</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>587</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	器具備品	60,170	24,350	35,819	1年内	13,381千円	1年超	25,760	合計	39,141	支払リース料	7,175千円	減価償却費相当額	6,523	支払利息相当額	587	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>37,200</td> <td>17,767</td> <td>19,432</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>7,982千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>12,260</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,243</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>8,572千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>8,246</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>513</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具備品	37,200	17,767	19,432	1年内	7,982千円	1年超	12,260	合計	20,243	支払リース料	8,572千円	減価償却費相当額	8,246	支払利息相当額	513
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	42,283	18,382	23,901																																																											
1年内	8,681千円																																																													
1年超	16,026																																																													
合計	24,707																																																													
支払リース料	4,500千円																																																													
減価償却費相当額	4,368																																																													
支払利息相当額	276																																																													
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	60,170	24,350	35,819																																																											
1年内	13,381千円																																																													
1年超	25,760																																																													
合計	39,141																																																													
支払リース料	7,175千円																																																													
減価償却費相当額	6,523																																																													
支払利息相当額	587																																																													
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																											
器具備品	37,200	17,767	19,432																																																											
1年内	7,982千円																																																													
1年超	12,260																																																													
合計	20,243																																																													
支払リース料	8,572千円																																																													
減価償却費相当額	8,246																																																													
支払利息相当額	513																																																													

(有価証券関係)

前中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)、当中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)及び前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)において子会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり純資産額 277,651円02銭 1株当たり中間純利益 2,240円80銭 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 2,206円28銭 当社は、平成17年10月20日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。 1株当たり純資産額 168,479円63銭 1株当たり中間純利益 1,044円48銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 1,020円00銭	1株当たり純資産額 133,570円50銭 1株当たり中間純損失 △144,754円75銭 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 — なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失を計上しているため記載しておりません。	1株当たり純資産額 281,878円79銭 1株当たり当期純利益 3,296円50銭 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 3,250円65銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下の通りであります。

	前中間会計期間末 (平成18年6月30日)	当中間会計期間末 (平成19年6月30日)	前事業年度末 (平成18年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	27,905,449	13,547,101	28,460,960
純資産の部の合計額から控除する 金額(千円)	—	24,760	2,060
(うち新株予約権)	(—)	(24,760)	(2,060)
普通株式に係る中間期末(期末) の純資産額(千円)	27,905,449	13,522,341	28,458,899
中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	100,505.48	101,237.48	100,961.48

(注) 2 1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 又は1株当たり中間純損失			
中間(当期)純利益(千円)又は 中間純損失(△)	225,162	△14,646,140	331,657
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利 益(千円)又は中間純損失(△)	225,162	△14,646,140	331,657
期中平均株式数(株)	100,483	101,179	100,609
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	1,572	—	1,419
(うち新株予約権)	(1,572)	—	(1,419)
希薄化効果を有しないため潜 在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ20及び旧商法第 280条ノ21の規定に基づく新株予約 権(ストックオプション)1,163株	旧商法第280条ノ19の規定に基づ く新株引受権(ストックオプショ ン)257.07株 旧商法第280条ノ20及び旧商法第 280条ノ21の規定に基づく新株予約 権(ストックオプション)1,466株 会社法第236条、第238条及び第239 条の規定に基づく新株予約権(ス tockオプション)182株	旧商法第280条ノ20及び商法第280 条ノ21の規定に基づく新株予約権 (ストックオプション)1,193株

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
		<p>(合弁会社設立について)</p> <p>当社は、平成19年1月19日開催の取締役会に基づき、クワトロメディア株式会社と、本年2月5日を期日として合弁会社「株式会社アプリックス・ソリューションズ」を設立いたしました。</p> <p>1. 合弁会社設立の目的</p> <p>技術革新と競争が続く携帯電話市場において、現在の多機能な携帯電話には膨大なミドルウェア（ソフトウェア部品）が搭載され様々な機能を実現していますが、これらのソフトウェア部品を一製品として纏め上げるための開発工数が膨大となり、携帯電話開発の大きな課題とされています。当社は、これらの課題を解決するために様々なミドルウェアの活用を容易にするミドルウェア・フレームワーク事業を推進しております。このミドルウェア・フレームワークを用いて、携帯電話向け統合ソフトウェアソリューションに様々なサードパーティ製のミドルウェアやアプリケーションの追加を行うことで製品の多様化が可能になります。</p> <p>サードパーティ製のミドルウェアやアプリケーションを幅広く提供するため、グローバルでの市場調査や業務提携を含め、ミドルウェアやアプリケーション調達は今後より重要になってくるものと当社では考え、その業務に特化した機能を確立する為、携帯電話向けソフトウェアの調達・サポートに幅広い実績を有するクワトロメディア株式会社との合弁会社を設立することといたしました。</p> <p>2. 合弁会社の概要</p> <p>(1) 照合 : アプリックス・ソリューションズ</p> <p>(2) 代表者 : 関野 正明 (現当社代表取締役社長)</p> <p>(3) 所在地 : 東京都新宿区</p> <p>(4) 設立 : 平成19年2月5日</p> <p>(5) 資本金 : 7,500万円</p> <p>(6) 取得後の持分比率 : 67%</p> <p>(7) 取得する株式の数 : 2,000株</p> <p>(8) 取得する株式の取得価額 : 100,000,000円</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第22期）（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）平成19年3月30日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年9月26日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社の平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月27日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社の平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年9月26日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックスの平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月27日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックスの平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。